

※奨学生・高等学校奨学生制度については、県教育庁高校教育課 (☎029-301-5245) にも同様の制度があります。

募集

平成26年度

奨学生 高等学校奨学生

市では、つくばみらい市奨学金貸付条例などに基づき、経済的理由により修学が困難な方を対象に、平成26年度奨学生を次のとおり募集します。

○奨学生の種類○

A つくばみらい市奨学生

B つくばみらい市高等学校奨学生

※**A**、**B**いずれの記載もないものは、共通の事項です。

1 申請資格

- A**
- 本市市民の被扶養者
 - 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定に基づく専修学校(専門課程)・短期大学・大学に進学または在学する方
 - 身体が健康であり、学業優秀かつ品行方正である方
 - 確実な連帯保証人を付すことができない方(※1)
 - 奨学金に類する他の学費の貸与を受けていない方(※2)
- B**
- 本市市民の被扶養者
 - 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定に基づく高等学校・高等専門学校に進学または在学する方
 - 確実な連帯保証人を付すことができない方(※1)

- (4)奨学金に類する他の学費の貸与を受けていない方(※2)
- ※1 **A**の(4)、**B**の(3)の連帯保証人について：連帯保証人は2人必要(各々独立の生計を営む成人者)
- ※2 **A**の(5)、**B**の(4)について：

〔例〕日本学生支援機構(旧日本育英会)、茨城県奨学生、母子福祉資金、寡婦福祉資金、生活福祉資金(茨城県社会福祉協議会)、交通遺児育英会、あしなが育英会、各大学独自の奨学金など(併願不可)

申請をされる方は、次の書類を学校教育課へ提出してください。申請書様式は、学校教育課または市内の中学校、近隣の高等学校へお問い合わせください。

- 奨学金貸付申請書(様式第1号)
- 奨学金貸与申請者推薦調査書(様式第2号)

※新入生については、卒業した高等学校長からのもの(※A)

※新入生については、卒業した中学校長からのもの(※B)

- 在学証明書(募集期間内に提出してください)
- 住民票(申請者家族全員について記載されているもの)
- 収入を証明するもの(主たる家計支持者)

※源泉徴収票や所得税確定申告書などの収入がわかるものを募集期間中に提出してください。(写し可)

5 奨学生の選考および決定

7月初旬に、教育委員会での選考結果を本人あてに通知

6 奨学金の返還

- A** 奨学金は無利子とし、卒業した日の属する月の翌月から10年以内で貸与を受けた総額を返還していただきます。
- B** 卒業した日の属する月の翌月

から起算して6月を経過した後、15年以内に貸与を受けた総額を返還していただきます。

- 返還猶予
ア、上級の学校へ入学したときイ、病気その他正当な理由により、返還が困難であるとき
- 返還免除
貸与を受けた方が死亡したときは、奨学金の全部または一

部返還を免除することがあります。

- その他
・奨学生が放校処分に付されたときは、ただちに奨学金の全額を返還していただきます。
・本市市民の被扶養者でなくなった場合、奨学金貸与が取り消され、奨学金の返還をしていただきます。

お知らせします！ 就学援助制度

市では、お子さんが義務教育のため市内の小中学校に通学するうえで、経済的に困っている保護者の方に対し、

1 援助を受けることができる方

生活保護世帯(要保護)、またはこれに準ずる世帯(準要保護)と教育委員会が認定した世帯

2 援助の内容

学用品費・通学用品費・校外活動費・新入学児童生徒学用品費・修学旅行費・医療費(学校保健法により治療の指示を受けた疾病に限る)・給食費などで教育委員会が定めた金額(国の基準に準ずる)

3 申請方法

各小中学校に用意してある所定の就学援助費申請書および収入申告書に記入・捺印し、前年中の収入のわかる証明書などを添付のうえ、在学の学校へ提出してください。

学用品費や給食費などを援助する事業を行っています。援助を受けようとする方は、申請が必要となります。

4 申請時期

随時受け付けています。ただし、支給期間は、必要書類を在学の学校へ提出した月の翌月からとなります。

※援助を受けたい方は、事前に学校・教育委員会などにご相談ください。

※必要に応じて家庭状況を調べるために、地区担当民生委員が自宅へ訪問する場合がありますので、ご協力願います。

※平成25年度認定基準表(世帯構成員の年齢などにより認定基準額は異なるため表は目安です)

世帯構成員人数	所得基準額
2人	230万円
3人	290万円
4人	350万円
5人	410万円